要望書

全国市議会議長会は、地方行政関連施策に関する要望を 別記のとおり議決いたしましたので、政府及び国会におか れましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたし ます。

令和4年7月

全 国 市 議 会 議 長 会 会 長 清 水 富 雄 (横浜市会議長)

全国市議会議長会地方行政委員会 委員長 川崎彰治 (北広島市議会議長)

目 次

【第	98 回定期総会 決議】	
1	多様な人材の市議会への参画促進に関する決議・・・・・・・・・	1
2	ポストコロナを展望した地方行財政の充実に関する決議・・・	7
3	新型コロナウイルス感染症対策に関する決議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
4	頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・ 減災対策及び復旧・復興対策等に関する決議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
【第	162 回地方行政委員会 議決事項】	
1	地方創生の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
2	参議院選挙における合区の解消について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
3	政治分野における男女共同参画の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
4	消防防災体制の充実強化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
5	過疎地域の持続的発展について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
6	基礎自治体における持続可能な行政サービス提供のための 広域連携施策の拡充等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
7	自治体DX推進への支援等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
8	基地対策関係予算の確保等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
9	治安対策の強化等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
10	領土・主権対策等について	32
11	日米地位協定の抜本的な改定及び 在沖米軍基地の負担軽減について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
12	人権救済制度の確立について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34

1 多様な人材の市議会への参画促進に関する決議

地方分権が進み、市議会の役割と責任が増している。また、社会経済 の急速な構造変化を背景に、市議会には、多様化する民意の市政への反 映と集約が期待されている。

一方、議員の年齢構成、男女割合、職業分布など議会構成の現状が、 これからの市議会が期待される使命を果たす上でふさわしいものか、疑 問を呈する指摘がある。

若者や女性、会社員など多様な人材の市議会への参画を促し、議会を 活性化することは、多くの市議会の緊要な課題である。

先の統一地方選挙では、地方議会の無投票当選者の割合が高まるなど、 小規模市議会では議員のなり手不足が深刻化している。今後、人口減少 の加速により、議員のなり手不足が多くの市の共通問題になり得る懸念 も否定できない。

多様な人材の市議会への参画を促す対策は、議員のなり手不足を克服する一助にもなると期待される。

このため、我々市議会は、各市の実情を踏まえ、主体的・持続的な議会改革を進め、それぞれ市の最高意思決定機関として、市民にとって魅力ある議会をつくる必要がある。

市議会の現状と課題について市民と双方向のコミュニケーションを深めるとともに、行政監視・政策提起能力の強化、政務活動費の適正な執行に努め、併せて社会のデジタル化に対応して議会運営の高度化・効率化を図るなど、議会に対する市民の理解と信頼の向上に取り組む。

よって、国においては、来年春の統一地方選挙に向けて、下記事項について、一体的・総合的に検討し、成案が得られた方策から確実に実現されることを強く要望する。

第1 多様な人材の市議会への参画を促す環境整備

1 地方議会の位置付け・議員の職務の明確化

議会と長の二元代表制から構成される地方自治の重要性に鑑み、 地方議会の意思決定機関としての位置付けや住民の代表者としての 議員の職責について、令和5年度の統一地方選挙までに地方自治法 で明確化すること。

2 会社員が立候補しやすい労働法制の見直し

今や就業者の9割を会社員が占めており、若者や女性を含む幅広い会社員層から市議会の議員に立候補しやすい、また、兼業が認められる場合には議員活動ができる環境を整える必要がある。

このため、立候補に伴う休暇保障や議員活動のための休職、任期満了後の復職など、労働基準法はじめ労働法制の見直しを行うこと。

3 兼業(請負)禁止要件の緩和

地方議会議員の兼業(請負)禁止について、議員が個人として該当する場合と議員が法人の役員として該当する場合で要件が異なる現行制度を見直し、兼業(請負)禁止要件が立候補の過度な規制とならないよう、所要の措置を講じること。

4 選挙制度の見直し

統一地方選挙での選挙実施割合が長期的に低下傾向にある中で、 有権者が地方自治について考え、地方選挙への関心を高め、もって 多様な人材の市議会への参画に資するため、長や議員の任期の状況 に配慮しつつ、年間の地方選挙をその年の1又は2の特定日に集約 する仕組みを検討すること。

あわせて、便乗選挙の対象拡大、供託金の引下げ、一般市の長・ 議員等に係る税法上の寄付金控除制度の創設について検討すること。

5 小規模市における議員報酬の引上げ等を促進する財政支援 (議員報酬の引上げ)

小規模市議会の議員は、概して議員報酬の水準が低く、経済的に 恵まれた議員は別として、兼業しなければ生計困難に陥りかねない 実情にある。

一方、議会の役割が高まるに伴い、小規模市においても議員活動が年々増大、その内容も高度化・専門化し、現実には専業として活動せざるを得ない議員も多く、議員のなり手不足の一因にもなっている。

このため、住民の理解を得ながら、地域の実情に応じて生計維持が可能な水準まで議員報酬を引き上げることができるよう、小規模市に対する地方財政措置の強化を図ること。

(兼業議員のための所得損失手当の創設)

小規模市では、一度に議員報酬の大幅な引上げを図ることが現実 的には困難な場合が多く、当面は、会社員も兼業を前提に議員活動 を行わざるを得ない。

このため、会社員と兼業する議員が休暇や休職等により雇用先から賃金カットを受けた場合、収入状況に応じ、収入減の一部を補塡する所得損失手当(仮称)の創設を検討すること。

6 育児手当の創設

子育て世代の若者や女性の議会への参画を促進するため、期末手当のほか、育児手当の支給を可能とすること。

7 政治分野における男女共同参画の推進

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づいて、議員活動と出産育児等の両立支援のために地方議会が実施する体制整備等の取組について支援を行うこと。

8 厚生年金制度への地方議会議員の加入実現

会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後の生活や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境を整備するため、厚生年金へ地方議会議員が加入できる法整備を図ること。

9 地方議会のデジタル化の促進

本会議、委員会等のウェブサイト公開、議員に対するタブレット 端末の配布、議事の自動音声翻訳、デジタル人材の育成確保など、 地方議会のデジタル化への取組について技術的・財政的な支援を行 うこと。

10 議会関連諸経費に対する地方財政措置の充実

- (1) 小規模市議会が、地域の実情に応じ、事務局の体制を強化できるよう、小規模市の議会費に対する地方財政措置を強化すること。
- (2)以下の事項に係る経費を中心に、市の議会費に対する地方財政措置を充実すること。
 - ① 議会内における保育スペースの設置や議会のバリアフリー化 など議会関連施設の整備
 - ② 議員の調査研究、政策提起能力の涵養に資する研修会の開催、 議会図書室の充実(公立図書館、大学図書館等との連携を含む)
 - ③ 地域における子ども議会や女性議会の開催、有識者等との連携、その他市民との双方向のコミュニケーションの強化

11 地方自治教育の推進

教育の中立性の確保に十分配慮しつつ、地方自治とこれを支える 地方選挙の重要性を子どもの時代から世代を超えて学習できる教育 環境を整備すること。

第2 地方議会の権能強化

1 議長に対する議会招集権の付与

二元代表制の理念に則り、議会が自律的に活動を開始する制度を創設すること。

2 条例による契約の締結、財産の取得・処分の議決対象範囲の弾力化 議会の監視機能を強化するため、議決を要する契約に係る種類・ 金額の要件及び財産の取得・処分に係る面積・金額の要件について、 地域の社会経済状況の差異や、議決を契約単位とすべきとする最近 の判例を踏まえ、政令で定める基準に従い条例で要件を定める現行 制度を見直し、各自治体が地域の実情を考慮した基準により条例で 要件を定めることができるようにすること。

3 予算修正権の制約の解消

議会の政策提起機能を充実させるため、現在、長の予算提案権を 侵害してはならないとされている予算修正権の制約を見直し、議会 の予算に対する関与を強化すること。

4 再議(一般的拒否権)の対象の明確化

地方自治法第 176 条第 1 項の一般的拒否権は、否決された議決については適用することができないと解されているが、明文化されておらず、議会で否決された事件が再議に付される事例が生じている。このため、否決事件を対象外とすることを明確に規定すること。

5 専決処分の対象の見直し

専決処分の対象について、議会が否決(不同意)した事件を対象 外とする旨を明確に規定すること。

6 閉会中の委員会活動の制限の緩和

現行制度では、議会は、閉会中、その活動能力が失われ、例外的 に議決により特定の事件を付託された委員会が、その付託された事 件に限り活動能力が付与されている。 このため、常時活動している執行機関に対する適切な監視や、突発的な行政問題への迅速な対応に問題があることから、議会が閉会中でも委員会が活動できるよう現行制度の制限を緩和すること。

7 地方議会のオンライン開催

感染症のまん延や大規模災害の発生により委員会を開催すること 自体が困難な場合に加え、出産・育児、介護、疾病等の事情により 会議場に参集することが困難な議員についてはオンラインでの参加 を認めるなど、本会議への対象拡大も含め、地方議会のオンライン 開催の拡充を図ること。

8 議会の招集日の変更

国の行政実例では、長が議会招集の告示をした後は招集日を変更することはできないとされており、多くの議会では、告示後に大きな災害・事故などによって議員の応招が困難な状況が生じた場合も、こうした扱いに従っている。最近の災害でも議員の応招が困難なため、定例会が流会となるおそれがあった。

このため、災害が多発する近況に鑑み、大きな災害・事故など議員の応招が極めて困難と認められる客観的理由が明らかにある場合、議会、とりわけ定例会の招集日の変更を可能とする措置を講じること。

9 意見書の積極的な活用

全国の市議会から国会又は関係行政庁に提出された地方自治法第99条に基づく意見書については、これを調査・分析・評価し、国の政策立案に積極的に活用するとともに、その状況等を公表すること。

以上決議する。

令和4年5月25日

全国市議会議長会

2 ポストコロナを展望した地方行財政の 充実に関する決議

新型コロナウイルス感染症の数次にわたる波状的なまん延は、国民生活や雇用環境に深刻な影響を及ぼし、地域経済に甚大な打撃を与えるとともに、人口減少・少子高齢化の加速やデジタル技術の進化などと相まって経済・社会・地域の構造変化に拍車をかけている。地方移住の増加やテレワークの普及など国民の価値観や生活態様も変わりつつある。

地方自治体、とりわけ都市地域の自治体では、現下の厳しい経済・社会 状況の中、新たな行政需要に適切に対応しつつ、福祉・医療サービスの充 実や防災・減災対策の推進、地域の資源を活かした都市の再生や活力増進 などに安定的・持続的に取り組んでいく必要がある。

よって、国においては、今後の感染状況に適切に対応しながら、ポストコロナのわが国の未来像を幅広く展望し、地方行財政の充実に向け、特に下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方税財政の充実

(1) 令和5年度一般財源総額の確保

コロナ禍の長期化によって地域経済の低迷が続き、地方財政の恒常的な財源不足が懸念されるため、地方自治体の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保充実を図ること。

地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能を 堅持すること。

地方の財源不足の補塡については、本来、地方交付税の法定率の 引上げにより対応すべきであり、臨時財政対策債が累増することが ないよう、その発行を可能な限り縮小すること。

(2) 地方税の充実確保等

税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるほか、適正・公平な課税の実現と新たな課題に対応する観点から、 以下の事項に取り組むこと。

- ① 土地に係る固定資産税について、商業地の課税標準額の上昇額を半減する負担調整措置については令和4年度限りとするとともに、令和5年度以降は負担の均衡化に向けた既定の措置を確実に行うこと。
- ② 償却資産に係る固定資産税について、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- ③ ゴルフ場利用税の現行制度を堅持すること。
- ④ 法人事業税について、電気・ガス供給業に係る収入金額課税の現行制度を堅持すること。
- ⑤ 自動車関係税の見直しに当たっては、地方財政に影響を及ぼす ことがないようにすること。
- ⑥ 法人課税に関する国際協調を踏まえて国内の税制を整備する場合は、地方税制においても適切に対応すること。

(3) 地球温暖化対策への対応

2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロとする目標を達成する ため、地方自治体は、住民への普及啓発、省エネ機器の普及助成、 再生可能エネルギーの利用拡大や導入支援など地球温暖化対策に重 要な役割を果たすことが期待されている。

地方自治体が、地域の実情に応じ、裁量をもって各般の対策を柔軟に推進することができる十分な規模の一般財源の確保が図られるよう、国において炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

2 地方創生の推進

(1) デジタル田園都市国家構想の着実な推進

デジタル田園都市国家構想について、基本的な方針と具体的な取組内容を早急に明らかにするとともに、人的、技術的、財政的な支援により有効な取組事例の横展開を推進する仕組みを構築すること。また、デジタル田園都市国家構想の具体化を踏まえ、まち・ひと・しごと創生基本方針及び同総合戦略の内容を見直し、地方自治体に対する支援策を充実すること。

(2)「まち・ひと・しごと創生事業費」の継続・拡充

地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充すること。算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町村に配慮すること。

(3) 地方創生関連交付金の拡充等

① 「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の予算枠の拡充と複数年度にわたる施設整備事業の採択件数の拡大を図ること。

また、交付に係る申請手続の簡素化を図ること。

- ② 地方の意見を踏まえ、「地方大学・地域産業創生交付金」の採択件数の拡大を図ること。
- ③ 地方創生に資するテレワークの推進、地方へのサテライトキャンパス設置などコロナ禍を踏まえた地方創生施策を積極的に展開すること。

3 地方分権の推進

(1) 自治体の自主性の尊重

提案募集方式の積極的な運用を図り、国から地方への事務・権限の移譲と義務付け・枠付けの緩和を進めること。

その際、事務・権限の移譲に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の配置については、地方の自主性を十分尊重すること。

また、義務付け・枠付けの緩和に当たっては、「従うべき基準」の原則廃止又は参酌化に積極的に取り組むこと。

(2) 「議会の議決」の尊重

議会の議決を不要とする提案については、二元代表制における議 会の意義と権能を踏まえて、慎重に対応すること。

4 デジタル社会の実現

(1) デジタル格差の解消

地域におけるデジタル格差が生じないように、5G、光ファイバー等のデジタル基盤を早期に整備するとともに、専門的なデジタル 人材の計画的な育成確保を図ること。

(2) 個人の権利利益の保護

高度情報通信ネットワークの利用が個人の思想信条、表現、プライバシー等に係る情報収集の手段として用いられることのないように、個人情報の目的外利用や第三者への提供にかかる取扱いを含め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講じること。

(3) 分散管理によるデジタル共通基盤の整備等

国・地方の情報システムの標準化・共通化、国・地方の保有情報のデータベース化とその有効活用などデジタル共通基盤の整備に当たっては、地方自治体の意見を十分踏まえ、自治体独自の活用にも配慮した柔軟なシステムとするとともに、それぞれの情報の管理主体が分散管理する方式を前提とすること。これらに伴う地方負担については、国による十分な財源措置を講じること。

また、地方の情報産業の発展やこれを支える人材の育成の妨げにならないよう十分配慮すること。

5 その他

地方制度調査会の運営に当たっては、複雑・多様化する地方自治の制度と運用のあり方について調査審議を進めるため、総会及び専門小委員会における地方代表の発言機会を拡充すること。

以上決議する。

令和4年5月25日

全国市議会議長会

3 新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

一昨年来、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株が猛威を振るうなど度重なる感染拡大により、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が繰り返し発令・延長されてきた。

一連の感染拡大防止対策の長期化により地域経済が危機的な状況に追い込まれており、対象地域はもとより、それ以外の地域においても国民生活や雇用環境に甚大かつ深刻な影響を及ぼしている。

そのような中、感染症の収束に向け、ワクチンの追加接種や対象年齢の引き下げが進められているが、引き続き感染拡大防止対策や医療提供体制の強化に取り組むとともに、今後の中長期的な社会経済の姿を構想しつつ、悪化する経済や疲弊する地域の再生のために必要な諸施策を迅速・果敢に講じるべきである。

よって、国においては、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けて、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 感染症拡大防止等について

- (1) 新たな変異株の全国的な感染拡大を防ぐため、必要な場合には、 迅速かつ的確に緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置を発令し、 国として万全の措置を講じること。
- (2) まん延防止等重点措置の適用及び解除に当たっては、対象区域の 市区町村の意見を尊重するとともに、変異株の特性等を踏まえ、機 動的かつ柔軟な対応が可能となるようにすること。
- (3) ワクチン接種を円滑かつ着実に進めるため、ワクチン及び接種に 必要な資材については、国の責任において十分な量を安定的に確 保・供給すること。
- (4) ワクチン接種を安心して受けられるよう、有効性、必要性、安全性及び副反応等のより具体的で正確な情報を、国民に対し適切かつ 迅速に提供すること。

- (5) ワクチンの追加接種 (ブースター接種) の実施に当たっては、科学的な知見に基づいた検証を行うとともに、市区町村の接種実施計画の策定に資するよう、早急に方針を示すこと。
- (6) 特措法に基づく都道府県知事の権限については、今後、検証を行った上で、指定都市・中核市・保健所設置市が要請する場合、財源と併せて移譲を受けることが可能な制度とすること。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の自費検査を行う民間検査機関において陽性結果が出た場合、確実に保健所へ連絡が届く仕組みを早急に構築すること。

2 医療提供体制等の強化について

- (1) 医療資源の偏在調整のため、感染者が多く発生している地域に対し、医師や看護師を融通することが可能となる仕組みを設けること。
- (2) 医療機関の役割分担や連携を図り、重症者への医療に重点を置く 医療提供体制を確立すること。その際、都道府県の区域を越えた地 方自治体間の患者移動を円滑にする広域入院など柔軟な対応を可能 とすること。
- (3) 緊急経済対策に沿って、感染症指定医療機関等における病床の確保、医療機器の整備、医療物資の確保等に対する支援を強化すること。
- (4)「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、地域 の施策の実情に応じて柔軟な運用が可能となるようにするとともに、 更なる増額や対象事業の拡大を図ること。
- (5) 感染患者の受入れの有無にかかわらず、一般患者の受診控えや受入制限による入院・外来患者数の減少等により多くの医療機関において医業収支が悪化していることから、引き続き地域医療提供体制が維持できるよう、適切かつ十分な財政支援措置を講じること。
- (6) 感染再拡大に備え、更なる病床と宿泊療養施設の確保、臨時医療 施設の設置、自宅療養における適切な医療の提供等の取組を支援す ること。

(7) 今後、未知の感染症が再び脅威となる事態を想定し、保健所・地 方衛生研究所体制を抜本的に強化すること。また、医療提供体制全 体を危機管理の視点から早期に再構築すること。

3 偏見・差別・虐待等の防止について

- (1) 感染者、濃厚接触者、医療・介護従事者、日常生活に不可欠な業務に従事する者やその家族に対する偏見・差別を防止するため、国民に対し正確な情報提供や啓発を行うなど必要な対策を講じること。
- (2) 社会環境の変化や休業・失業等に伴う生活不安やストレスにより 増加・深刻化している児童虐待・DV被害について、相談窓口や支 援体制の周知及び充実を図ること。

4 経済対策等について

- (1)「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については、 地方自治体が必要とする額を十分に確保し、早急に追加配分を実施 するとともに、地域の実情に応じ適切かつ弾力的に運用できる制度 とすること。
- (2) 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の特例措置や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の更なる延長を図るとともに、事業者や労働者に対し制度の周知や利用促進を図ること。
- (3) GoToキャンペーン事業の再開に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の要因とならないよう、今後の感染状況を注視しつつ地方の意見を踏まえ、弾力的に対応すること。
- (4) 感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた出口戦略を策定する に当たっては、科学的・医学的根拠に基づき、地方の意見も十分に 踏まえた検討を行うとともに、国民に対し丁寧で分かりやすく説明 すること。

以上決議する。

令和4年5月25日

全国市議会議長会

4 頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・ 減災対策及び復旧・復興対策等に関する決議

近年、集中豪雨や台風、地震など様々な自然災害が頻発し、住民生活の安全・安心が脅かされる甚大な被害が発生している。

こうした災害から、国民の生命、身体及び財産を守るためには、ハード・ソフト両面から様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務である。

また、災害発生後の迅速な復旧・復興対策や災害時における新型コロナウイルス感染症対策も重要となっている。

よって、国においては、防災・減災対策及び復旧・復興対策の充実強化に向け、特に下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化について

- (1) 台風等による広域的な河川の氾濫対策のため、堤防整備や治水ダム建設など流域全体の関係者が協働する流域治水について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保を図ること。また、除 排雪を行う事業者の支援や住民の安全確保のための体制整備など、 雪害対策の推進を図ること。

2 土石流対策の強化について

昨年の熱海市における土石流災害の発生を踏まえ、盛土等の崩落による人家などへの被害が生じないよう、規制の強化を図るとともに、地方自治体による安全性把握のための詳細調査や盛土の撤去、擁壁設置等の対策工事に対する支援の充実を図ること。

3 地震・津波・火山噴火対策等の充実強化について

(1) 国土強靱化基本法、南海トラフ地震や首都直下地震等に係る特別措置法など、災害関連諸法に基づく施策を着実に推進すること。

(2) 地震による建築物の倒壊防止のため、建築物の耐震診断・耐震改修に係る財政支援措置や技術力の確保に関する取組の充実強化を図ること。

4 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援について

- (1)地方財政計画における緊急防災・減災事業債を恒久化するとともに、元利償還金に対する交付税措置の充実、対象事業の拡大を図ること。
- (2) 頻発・激甚化する災害への対策やインフラの老朽化対策を重点的かつ集中的に取り組む、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に推進すること。また、インフラの防災・老朽化対策について、地方自治体にとって自由度の高い交付金の創設などを図るとともに、公共施設等適正管理推進事業債の所要額の確保、対象事業の拡大を図ること。
- (3) 災害時の停電防止のため、送電・配電施設の強靱化、非常用電源 対策の強化について、事業者とともに取組を推進すること。また、 その他ライフライン及び道路や鉄道などの各種インフラについても、 一層の強靱化を図ること。

5 災害復旧・復興支援の充実強化について

- (1)被災自治体の災害復旧・復興事業に対する支援の充実強化を図る こと。なお、将来の災害に備え、原形復旧にとどまらず改良復旧を 積極的に推進すること。
- (2) 災害復旧事業に関する国庫補助採択基準の緩和や被災した事業所 施設等についても補助対象とするなど、補助対象施設の拡大を図る こと。
- (3) 広域災害では、地域によって被害状況や必要な復旧・復興対策が 異なることから、発生後、関係機関等が被害の全容を可及的速やか に把握できる体制とシステムの強化を図ること。
- (4)被災者支援については、災害救助法や被災者生活再建支援法、国

- の個別補助制度など、趣旨の異なる支援制度が存在することから、 被災者にとって分かりやすく、不公平感を招かない制度設計を行う こと。なお、被災者生活再建支援法については、上限額の引上げを 図ること。
- (5) 近年の災害の多発に鑑み、災害の事前の備えとしての地震保険や 水災補償などの加入について、国において周知を図るだけでなく、 保険料控除制度の拡充など、加入促進に向けた取組を図ること。

6 各種災害からの避難対策の強化について

- (1) 避難所については住民の速やかな避難行動を促すためにも、冷暖 房整備に加えプライバシーの確保や授乳室の設置など、きめ細やか な配慮が可能となるよう支援体制の充実強化を図ること。
- (2) 避難所における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に万全を期すため、設備・備品の確保、医療救護体制の整備などに十分な財政支援を講じること。また、応援職員やボランティア等に対する感染防止対策の推進を図ること。
- (3) 洪水や土砂崩れなどの危険度や避難経路を住民が正しく理解し、適切に避難行動がとれるよう、ハザードマップの活用等による防災知識の普及啓発を強化し、国民全体に対する防災意識の醸成を図ること。
- (4) 地方自治体による適時的確な避難指示等の発令に資するため、災害予測システムなどの新技術の導入・運営に係る十分な財政支援措置を講じること。また、線状降水帯予測向上のための二重偏波気象レーダーの設置や多機能型地震観測装置の老朽化対策について十分な財源を確保すること。
- (5) 災害ハザードエリアに居住する住民等について、安全で利便性の 高い居住誘導区域等への移転を推進すること。

7 消防防災体制の充実強化について

(1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため、消防防災施

設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。

(2)地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

8 医療救護体制の充実強化について

災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医療を 提供するため、医療機関の耐震化や医薬品・資機材の整備、医療救護に 係る人材育成・確保など医療救護体制の充実強化を図ること。

9 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化について

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏ま え、各地の原子力発電所において、速やかに万全の安全対策及び防災 対策の強化を図ること。

以上決議する。

令和4年5月25日

全国市議会議長会

1 地方創生の推進について

我が国の急速な人口減少や少子高齢化が進む中、人口減少に歯止めを かけ、将来にわたり住みよい、活力ある地域社会を維持していくために は、地方創生の推進が不可欠である。

地方自治体においては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」 を踏まえ、地方創生に係る事業の推進に努めているが、今般の新型コロナウイルス感染症対策の課題も加わり、経済活動の停滞による地域の活力低下が懸念される。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方への移住・定着の推進

- (1) 都市と農山漁村が共生する社会の実現を図り、都市住民や若者を中心に高まりつつある「田園回帰」の動きを一層促進するとともに、移住・定住以外の地域と多様に関わる「関係人口」の拡大への支援を更に充実すること。
- (2) テレワークの進展による地方移住の動きを促進するため、移住支援事業については、移住元の対象地域を拡大すること。また、企業に対しサテライトオフィスの開設等による複数地域での就業・居住環境整備やデジタル技術の導入に係る支援策を講じること。
- (3) 企業や人、物等について、東京圏への一極集中から地方へ分散するよう、企業の地方移転等を促進する取組を積極的に推進すること。
- (4) 都会から地方への人の流れを促し、移住・定着につながるととも に地域活性化に資する「地域おこし協力隊」の更なる成果を上げる ため、任期後の定着に向けたより一層の支援策を講じること。

2 地方創生を総合的に支援する地方債の創設

地方創生のための魅力ある地域資源をいかした緊要度の高いまちづくり等を戦略的に推進するため、特別な地方債を創設し、その元利償 環金について地方交付税措置を講じること。

3 政府関係機関の地方移転の早期実現

政府関係機関の地方移転については、国の「政府関係機関移転基本 方針」に基づき策定された「政府関係機関の地方移転にかかる今後の 取組について」等に沿って検討及び検証を主体的に進め、早急かつ円 滑にその完全実現を図ること。また、移転に伴う負担を地方に求めな いこと。

4 地域運営組織への支援に係る財政措置

今後、持続可能な地域づくりや地方自治体の運営において、住民が主体となる地域運営組織の役割はますます重要となることから、地域運営組織に財政的支援を行う地方自治体に対し、地域の課題解決に向け、より充実した支援ができるよう柔軟かつ自由度の高い交付金を創設するなど、地域の実情に応じた必要な財政措置を講じること。

5 地域における多文化共生の推進

在留外国人の定着に向け、地方自治体が整備、運営する多言語による行政・生活情報の提供、相談体制の一元的窓口への支援を拡充すること。

2 参議院選挙における合区の解消について

二院制を採る我が国において、参議院は、憲法制定以来一貫して都道 府県単位で代表を選出し、地方の声を届ける役割を果たしてきた。

平成28年参議院選挙において、人口が少ない県単位の選挙区を統合 した初の合区による選挙が実施された。その後、比例区に「特定枠」が 設けられたが、令和元年参議院選挙では、合区3県で過去最低の投票率 を更新するなど、合区に起因した弊害が深刻度を増している。

合区による選挙は、住民意思を適切に代表する制度とは言えず、人口のみで単純に区割りを決定することは、地方の人口減少に歯止めをかけ、東京圏への一極集中を是正し、地方自治体の活性化を目指す地方創生の流れにも反する。

また、現在、合区対象は鳥取、島根、徳島、高知の4県であるが、今後、大都市と地方の人口格差が更に拡大し、合区対象県が増えることも 懸念される。

よって、国においては、我が国の民主主義と地方自治を守るため、合 区を早急に解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することが可 能な選挙制度となるよう強く要望する。

3 政治分野における男女共同参画の推進について

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する 法律(令和3年法律第67号)が令和3年6月16日に公布・施行され、 政党、国、地方自治体のほか、衆参両院、都道府県、市町村の各議会が それぞれ政治分野における男女共同参画の推進に積極的に取り組む関係 機関として明示された。

また、各議会において関連する実態調査や環境整備、相談窓口の設置、人材の育成等が義務付けられており、今後、各種施策の積極的な展開が求められている。

よって、国においては、地方自治体の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を実効性のあるものとするため、必要な法制上の措置のほか、地方交付税措置の充実など所要の財政支援を行うよう強く要望する。

4 消防防災体制の充実強化について

近年、我が国では、東日本大震災をはじめ、大型台風、集中豪雨、豪 雪、竜巻等による大規模な自然災害が多発し、各地に甚大な被害をもた らしている。

各市町村は、火災や自然災害等から住民の生命、身体、財産を守るため、総合的な消防防災体制の整備に努めているが、今後発生が危惧される大規模災害に迅速かつ的確に対応できるよう、更なる消防防災体制の充実強化が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 消防防災施設・設備整備に対する財政措置の充実強化

消防防災体制の充実を図るため、防災拠点施設、消防水利施設、緊急消防援助隊施設等の消防防災施設・設備整備に対する財政措置を充実強化すること。

2 消防防災通信ネットワークの充実強化

消防活動の指揮命令を支え、消防活動の遂行に不可欠な消防救急無線の運用に係る諸課題へ対応するため、財政措置を充実強化すること。

また、災害時における情報収集・伝達等の役割を担う市町村防災行 政無線の整備促進及びデジタル化に伴う維持管理経費に対する財政措 置を充実強化すること。

3 消防広域化事業に対する財政措置の充実強化

「市町村の消防の広域化に関する基本指針」(平成30年4月1日改 訂)を踏まえ、消防の広域化の推進に当たっては、引き続き必要な財 政措置を充実強化すること。

4 消防団の充実強化

地域の防災力の強化を図るため、安全対策も含めた装備の充実や装備基準の抜本的見直し、消防団施設の耐震化対策及び消防団員の処遇改善のため、財政措置を充実強化すること。

また、国民に消防団の重要性を理解してもらい、イメージアップを 図ることにより、消防団員の入団を促進するため、全国的な啓発活動 を充実強化すること。

5 過疎地域の持続的発展について

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、食料、水及びエネルギーの 安定的な供給機能を有するとともに、豊かな自然や歴史・文化を有し、 国土・自然環境の保全や森林による地球温暖化防止等に大きく貢献して いる。

一方、過疎地域では、人口の減少、少子高齢化の進展など他の地域と 比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更な る向上が喫緊の課題となっていることから、引き続き、総合的かつ積極 的な支援が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 過疎地域に対する財政措置の充実等

過疎地域の自立促進に必要な財源である過疎対策事業債及び辺地対 策事業債の所要額確保とともに、税源の乏しい過疎地域の安定的な財 政運営が可能となるよう、特段の地方交付税措置を講じること。

また、住民が安心・安全に暮らせるための生活基盤確立、持続可能な地域社会の実現に資する多様な主体の協働による地域社会の活性化、地域を担う人材育成のほか、Society 5.0時代の到来も見据えた総合的な過疎対策の充実強化を図ること。

2 過疎地域への税制上の配慮

過疎地域への企業進出、既存中小企業の活性化など過疎地域の持続的発展に資する産業振興を促進するため、税制等の優遇措置を拡充・強化するとともに、優遇措置に伴う減収分については、地方交付税により補塡すること。

6 基礎自治体における持続可能な行政サービス 提供のための広域連携施策の拡充等について

人口減少、少子高齢化など地域社会を取り巻く環境が大きく変容する中にあって、地域の持続可能性を高めるためには、各市町村において、基礎自治体として担うべき役割を踏まえ、市町村間の広域連携をはじめ、自主的な市町村合併、都道府県による補完等の多様な手法の中から最も適したものを自ら選択できることが有効である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 広域連携施策の推進

- (1) 定住自立圏・連携中枢都市圏や一部事務組合、広域連合等の事務 の共同処理制度等の広域連携施策を引き続き推進するとともに、都 道府県を越えた地域の連携など多様な広域連携の在り方を視野に入 れ、その推進に当たっては、地方自治体の意見を十分反映すること。
- (2) 広域連携を推進するため、市町村間や、市町村と都道府県の連携、 都道府県による事務の補完等に資する具体的な方策を検討するに当 たっては、中心市と周辺市町村との「主導」「参画」関係を全国一律 に求める定住自立圏・連携中枢都市圏「要綱」を見直すなど、「対等」 「共同」関係に基づく多様な連携方式の選択を可能とすること。ま た、「ビジョン」策定や進捗プロセス管理等において議会の関与を拡 大すること。
- (3) 地方自治体が多様な手法の中から自ら選択した広域連携の手法により、持続可能な行政サービスを確保する取組については、中心市に偏ることなく周辺市町村が担う役割に応じて適切な財政措置を講じるとともに、その拡充を図ること。
- (4) 定住自立圏・連携中枢都市圏については、その推進経費に係る所要額を確保するとともに、今後も地域の実情に応じた柔軟な連携を図ることができるよう対象要件の更なる緩和を図ること。

(5) 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「デジタル田園 都市国家構想基本方針」に盛り込まれた地域間連携の推進など広域 連携の各施策について、積極的に支援すること。

2 合併市町村に対する財政措置の充実

- (1) 合併特例債の所要額を確保するとともに、元利償還金の普通交付税算入率を引き上げること。
- (2) 普通交付税の合併算定替終了後においても安定的に行財政運営を 行うことができるよう、合併市町村の実態を十分反映した交付税算 定を行うこと。
- (3) 今後合併する市町村に対しても、十分な財政措置を講じること。

3 地方選挙における投票時の移動支援に要する経費の全額措置

現在、2分の1が財政措置されている地方選挙における投票時の移動支援に要する経費について、地方に負担を強いることなく選挙人の投票機会を確保するため、国政選挙と同様、全額国費により措置すること。

7 自治体DX推進への支援等について

「デジタル・ガバメント実行計画」改定が令和2年12月に閣議決定された。これを具体化するため「自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画」が策定され、地方自治体が取り組むべき重点事項等が目標時期とともに示されたが、今回の自治体DXの取組は短期間で実施するものであるため、各地方自治体の現状に応じて十分な支援が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 自治体DXの推進

(1) 各地方自治体のデジタル化の現状や周辺状況を十分に把握し、それぞれに見合った助言・支援を行うこと。その際、財政的支援に留まらず、自治体DX推進計画に例示されたデジタル人材の確保や兼務配置についても支援を行うこと。

また、自治体DX推進手順書については、必要に応じ改訂を加えるなど活用しやすいものとすること。

- (2) 現在、自治体DX推進計画において、共創プラットフォームを利用した対話が想定されている。この共創プラットフォームを国からの情報提供のポータルサイトと位置付け、今後の自治体DX推進に係る各種通知・調査等は省庁横断で統一化すること。
- (3) 住民情報の流出防止の徹底やLGWAN接続系とインターネット接続系の分割など所要のセキュリティ対策、自治体情報セキュリティクラウドの運用・管理等に係る経費について、地方自治体の負担とすることなく、継続的に十分な財政措置を講じること。
- (4) 大規模自然災害や感染症対応としての非常手段の確保のみならず、 議員の出産・育児と議会活動の両立に資するため、オンライン本会 議の実現に向けた地方自治法の改正を早期に実現すること。

2 社会保障・税番号制度に係る取組強化

- (1)情報連携等に係る地方自治体の財政負担に対する支援措置を拡充すること。また、マイナンバーカードの活用範囲の更なる拡大を図り、マイナポータルの利便性とサービスの向上を図るとともに、カードの普及促進により、マイナンバー制度のインフラの最大限の活用を図る環境を整備すること。
- (2) 国民に対して制度の趣旨、仕組み、効果等について一層の周知徹底を図るとともに、セキュリティ対策に万全を期すこと。

8 基地対策関係予算の確保等について

我が国の安全保障政策の推進には、基地の安定使用が前提であり、基地周辺住民の理解と協力が不可欠である。そのため、基地関係市町村は、基地周辺住民の生活環境の整備や住民福祉の向上など諸施策の充実に懸命の努力を傾注しているところである。しかしながら、基地関係市町村の行財政運営は、基地の所在に伴う特殊な財政需要の増大等により、大変厳しい状況にある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 基地交付金・調整交付金の所要額確保

固定資産税の代替的性格及び基地関係施設の所在に伴う特殊な財政需要を踏まえ交付されている基地交付金・調整交付金の所要額を確保するとともに、基地交付金の対象資産の範囲を自衛隊が使用する全資産に拡大すること。

2 基地周辺対策経費の所要額確保

基地周辺対策事業については、更なる補助対象施設・範囲の拡大等の適用基準の緩和を図るとともに、所要額を確保すること。

特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金は、基地周辺住民の基地に 対する更なる理解と協力を得るために重要な施策であることから、所 要額を確保すること。

3 米軍機による低空飛行訓練の中止

訓練空域周辺住民の日常生活への悪影響に鑑み、米軍機による低空飛行訓練が行われないよう、米軍関係当局に対して、更なる働きかけを行うとともに、騒音被害が解消されるまでの間、国が責任を持って防音対策等の予算措置をはじめとした必要な措置を講じること。

9 治安対策の強化等について

我が国は、世界で最も安全な国と言われ、いわゆる「安全神話」を国 民誰しもが当然に受け止めていた。

しかしながら、近年の犯罪は、国際化、広域化が進むとともに、インターネットを利用した犯罪が増加するなど、複雑・多様化している。

さらに、各地で無差別犯罪が続発するとともに、犯罪に占める再犯者の割合が上昇傾向にあるなど、平穏な市民生活への重大な脅威となっている。

また、北朝鮮による拉致事件に関しては、依然として安否不明の拉致被害者問題など、多くの課題が残されている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 治安対策の強化

- (1)暴力団等による組織犯罪、銃器使用の凶悪犯罪や薬物組織犯罪への取組を強化するとともに、留置場、拘置所など治安関係施設を整備拡充すること。
- (2) 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実、再犯防止推進のための 人的・物的基盤を整備するとともに、地方自治体や民間団体等の関 係者との連携・協力を図ること。

2 運転免許証自主返納者に対する支援

高齢運転者が、運転免許証を返納しても生活を維持できる環境を整備し、地域における安全な生活を実現するため、地方自治体が行う運転免許証の自主返納を促進する取組に対し財政的支援を行うこと。

3 北朝鮮による拉致問題の早期解決

北朝鮮による拉致被害者及び特定失踪者全員の早期帰国並びに拉致 問題の真相究明に向け、国際情勢に鑑みて、時機を逸することなく、 国を挙げて全力で取り組むこと。

10 領土・主権対策等について

戦後76年を経た現在においても、我が国には依然として領土問題が存在する。我が国は国際社会の法と秩序を遵守しながら、各事案の性質に応じて適切な対応を図っているものの、領土問題は、国家の主権にかかわる重大事項であり、問題の一日も早い平和的解決が望まれる。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 北方領土返還について

- (1) 北方領土問題の解決に向けた断固たる決意と強い意志を持って、 ロシアとの外交交渉を粘り強く推し進めるとともに、国内外の世論 の喚起高揚に向けた効果的な返還要求運動を推進すること。
- (2) 元島民等に対する援護対策の充実や、社会経済活動に多くの制約 を受けている隣接地域の疲弊解消のための内政措置の充実を、国の 責任のもと速やかに実施すること。
- (3) ロシアによる北方四島を含むクリル諸島での関税免除特区制度については、北方領土の実効支配を認めることになることから、我が国の立場を明らかにするとともに、廃止を求めること。

2 竹島の領有権確立について

我が国の主権を無視し、国際社会に向けて領土権を既成事実化しようとしている大韓民国に対して毅然とした対応を取るとともに、竹島の領有権に関し、より一層の国民の関心を高めるため、更なる国内世論の喚起や国際社会へのアピール等の対策を強化すること。

11 日米地位協定の抜本的な改定及び 在沖米軍基地の負担軽減について

戦後76年を経た今もなお、米軍機の墜落事故や市街地での騒音、演習による自然環境の破壊に加え、米兵等による事件・事故が繰り返されるなど、在日米軍基地から派生する諸問題により、周辺地域の住民は常に恐怖と危険にさらされている。

これまで在日米軍基地から派生する事件・事故が発生するたびに、多くの議会や地方自治体は、繰り返し厳重に抗議及び要請を行い、抜本的解決を求めてきたところであるが、政府は裁判権の行使に関する運用の見直しなど、日米地位協定の運用改善により対応してきた。

しかし、在日米軍基地に起因する諸問題の解決には、日米地位協定の 運用改善による対応では限界があり、抜本的に改定することが不可欠と なっている。

よって、国においては、国民の生命・財産及び人権を守る立場から、 「日米地位協定の抜本的な改定」及び沖縄県民の切実な要望に応えるため、「在沖米軍基地の負担軽減」が図られるよう強く要望する。

12 人権救済制度の確立について

我が国では、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、これまで人権に関する各種施策が講じられてきたが、今日においても、社会的身分や門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別、子どもや高齢者等に対する虐待など人権侵害が繰り返されている。

また、インターネットを使用したプライバシーの侵害や差別情報の流布等の人権侵害も増加しているほか、新型コロナウイルス感染症に関連し、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別も多数報告されている。さらに、日常生活や経済の回復に大きな期待が寄せられる中、新型コロナウイルスワクチン未接種者に対する差別を無くす取組が求められている。

よって、国においては、人権問題の解決に向け、人権教育及び人権啓 発を推進するとともに、実効性のある人権救済制度を確立するよう強く 要望する。